

公益財団法人よこはま学校食育財団 広告掲載要綱

制定 平成27年11月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人よこはま学校食育財団（以下「本財団」という。）の広報印刷物、WEBページ等の有形又は無形の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本財団資産への広告掲載は、民間企業等との連携により本財団の財源の確保を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する本財団資産のうち広告掲載することがふさわしいとみとめられるものをいう。
 - ア 本財団の広報印刷物
 - イ 本財団のWEBページ
 - ウ その他広告媒体として活用できる資産
- (2) 広告掲載 広告媒体を有効に活用できる手法（広告枠の販売等）を用いて、民間企業等の広告を掲載・掲出等することをいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (8) その他、広告として不相当であると理事長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告に関する基準は、別途定める。

(広告媒体の種類)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、理事長が別途定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び広告掲載位置等は、理事長が別途定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、理事長が別途定める。

(審査・選定)

第8条 広告主の審査、選定及び広告掲載内容に関する審査については、それぞれの
広告媒体ごとに掲載の可否を判断することとする。

(所管)

第9条 この要綱は、総務企画係において所管する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、理事長が定め
る。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。